

徳島県告示第六百二十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、勝浦町長、牟岐町長及び藍住町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和四年十月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 勝浦町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

勝浦町

(二) 調査を行った時期

平成二十九年年度から令和元年度まで

(三) 成果の名称

勝浦町大字生名の一部（字野口、屋敷、神ノ木、太田、月ノ瀬、字下張）の地籍
図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字生名字野口、字屋敷、字神ノ木、字太田、字月ノ瀬及び字下張
（生名一地区）

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

2 (一) 調査を行った者の名称

勝浦町

(二) 調査を行った時期

平成三十年年度及び令和元年度

(三) 成果の名称

勝浦町大字生名の一部（字北、中道、平間、御所、字坊ヶ谷、大前、平野）の地
籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字生名字北、字中道、字平間、字御所、字坊ヶ谷、字大前及び字
平野（生名三地区）

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

3 (一) 調査を行った者の名称

勝浦町

(二) 調査を行った時期

平成二十七年年度から令和元年度まで

(三) 成果の名称

勝浦町大字坂本の一部（字大平、字生実、字稲原、字夷名田、字観音堂の一部、
字黄檗、字坂本、字中野、字西平、字松尾）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字坂本字大平、字生実、字稲原、字夷名田、字観音堂の一部、字

黄檗、字坂本、字中野、字西平及び字松尾（坂本九地区）

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

4 (一) 調査を行った者の名称

勝浦町

(二) 調査を行った時期

平成二十九年度から令和元年度まで

(三) 成果の名称

勝浦町大字坂本の一部（字赤滝、字石ノ内、字大久保、字上久保、字菅ノ佐古、字栗佐古、字黒岩、字小出、字四郎ヶ谷、字菅ノ佐古、字李佐古、字高畑、字滝根、字月ノ久保、字尖岩、字轟谷、字日開谷、字枇杷窟、字宮平、字横滝、字観音堂の一部）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

勝浦郡勝浦町大字坂本字赤滝、字石ノ内、字大久保、字上久保、字菅ノ佐古、字栗佐古、字黒岩、字小出、字四郎ヶ谷、字菅ノ佐古、字李佐古、字高畑、字滝根、字月ノ久保、字尖岩、字轟谷、字日開谷、字枇杷窟、字宮平、字横滝及び字観音堂の一部（坂本十地区）

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

5 (一) 調査を行った者の名称

勝浦町

(二) 調査を行った時期

平成二十九年度から令和二年度まで

(三) 成果の名称

勝浦町大字坂本の一部（字猪ヶ田尾、字露ノ口、字休石）の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域

(四) 勝浦郡勝浦町大字坂本字猪ヶ田尾、字露ノ口及び字休石（坂本七地区）

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

二 牟岐町に係る地籍調査

1 調査を行った者の名称

牟岐町

2 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

3 成果の名称

海部郡牟岐町（大字中村字清水（中村六一、中村六一）、大字川長字関（川長五））の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

海部郡牟岐町大字中村字清水（中村六一地区及び中村六一地区）及び大字川長字関（川長五地区）

5 認証年月日

令和四年十月十八日

三 藍住町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

藍住町

(二) 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

(三) 成果の名称

板野郡藍住町奥野字原及び山畑の各一部(原二地区・山畑一地区)の地籍図及び
地籍簿

(四) 調査を行った地域

板野郡藍住町奥野字原及び字山畑の各一部(原二地区及び山畑一地区)

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日

2 (一) 調査を行った者の名称

藍住町

(二) 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

(三) 成果の名称

板野郡藍住町奥野字長江口(長江口地区)の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域

(四) 板野郡藍住町奥野字長江口(長江口地区)

(五) 認証年月日

令和四年十月十八日